

4 月 教 育 委 員 会 会 議 会 議 録

日時：令和3年4月15日 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和3年4月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。          顕原委員と和泉委員、よろしく申し上げます。          はじめに、私から一言御挨拶申し上げます。</p> <p>この4月1日付けで教育長に就任いたしました。平成27年に新しい教育委員会制度がスタートして、初の行政職出身の教育長ということで、大変光栄に思いますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。元より微力ではございますが、これまで県の行政職として培ってきた経験や、この4年間、浅原前教育長の下で学んだことを生かし、本県教育のさらなる充実、発展に向けて全力を尽くしてまいります。教育委員の皆様には従前にも増して、格別の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、本日は、新年度最初の会議でありますので、事務局の新任幹部職員は、順に自己紹介をお願いします。</p>
副 教 育 長	<p>失礼します、副教育長の西村でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p>
理 事	<p>理事の道免でございます、どうぞよろしくお願い致します。</p>
教 職 員 課 長	<p>教職員課長の大塚でございます、どうぞよろしくお願い致します。</p>
義 務 教 育 課 長	<p>義務教育課の中村でございます、よろしくお願い致します。</p>
地 域 連 携 教 育 推 進 室 次 長	<p>地域連携教育推進室の横沼でございます、よろしくお願い致します。</p>
人 権 教 育 課 長	<p>人権教育課の河村でございます、どうぞよろしくお願い致します。</p>
学 校 安 全 ・ 体 育 課 長	<p>学校安全・体育課の宮村でございます、どうぞよろしくお願い致します。</p>
乳 幼 児 の 育 ち と 学 び 支 援 セ ン タ ー 次 長	<p>乳幼児の育ちと学び支援センターの後根と申します、よろしくお願い致します。</p>
教 育 長	<p>皆さん、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題のうち、議案第2号、報告事項1、報告事項2の3件は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>

<p>全 委 員 教 育 長</p>	<p>承認</p> <p>それでは、議案第2号、報告事項1、報告事項2の3件については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、義務教育課から説明をお願いします。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>議案第1号の山口県教科用図書選定審議会に対する諮問についてであります。</p> <p>はじめに、資料の5ページに載せております「議案第1号参考資料」に基づき、採択に関する内容の御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「2」の「教科用図書の採択替え」を御覧ください。</p> <p>通常、教科書の採択替えは4年間隔で行われます。このことを中央の表に示しております。小学校は2019年度、中学校は2020年度に採択替えを行ったところですが、6ページからの「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」にありますように、この度、中学校社会（歴史的分野）において、新たに1者発行されることとなったことから、採択替えを行うことも可能であるとされています。また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で児童生徒の障害の状態などに配慮して、使用が認められている絵本などのいわゆる一般図書については、児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶ必要があることから、毎年採択替えを行うことになっております。</p> <p>5ページに戻っていただき、「3」の「採択の仕組み」を御覧ください。</p> <p>県教委は、図の右端⑥にお示ししておりますように、県立の高森みどり中学校、下関中等教育学校で使用される教科書、県立の特別支援学校で使用される教科書及び一般図書の採択を行います。また、市町立の小・中学校で使用する教科書及び一般図書については、それぞれの市町教育委員会が採択権者となりますが、採択の適正な実施を図るため、県教委は「指導・助言・援助」を市町教育委員会に行うこととなります。このことは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に規定されています。この「指導・助言・援助」のために、具体的には、「採択の基準」と「教科書を選定する際の資料」を示すことです。その際、県教委では、左端②に示しております「教科用図書選定審議会」という諮問機関を設置して、教育関係者や学識経験者などから意見を聞くこととなっております。本議案は、この「教科用図書選定審議会」に対し、採択の基準や選定資料について諮問するためのものであります。</p> <p>なお、諮問事項は、資料の4ページにお示ししておりますとおり、「1 義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択の基準について」「2 採択関係者に提示する令和4年度使用教科用図書の選定に必要な資料について」の2つであります。</p> <p>それぞれの諮問の要旨について説明いたします。</p> <p>まず、1の「義務教育諸学校における令和4年度使用教科用図書の採択の基準について」でございます。(1)では、義務教育諸学校における教科書採択について、一般的な基準を明らかにします。(2)では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について、一般的な基準を明らかにするとともに、配慮すべき児童生</p>

<p>教 育 長</p>	<p>徒の障害の状態に応じた絵本等を採用することなど留意事項を示します。(3)では、適性かつ公正な採択の確保に向けての全般的な留意事項について明らかにします。</p> <p>次に、2の「採択関係者に提示する令和4年度使用教科用図書の選定に必要な資料について」でございます。まず、(1)の中学校社会(歴史的分野)の選定資料に関しましては、昨年度発行された7者についての調査研究を行っていることから、新たに発行される1者について、昨年度行った調査研究と同様の観点に基づいて調査研究を行いますので、①の1点について諮問いたします。(2)の一般図書の選定資料に関しましては、①から③までの3点について諮問いたします。</p> <p>以上、教科用図書選定審議会に対する諮問について、御審議の程、お願いします。</p> <p>ただいま義務教育課から議案第1号について説明がありましたが、意見、質問等がありますでしょうか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>教科書選定する際に、多くの教科書を読ませていただいているんですけども、なかなか判断基準をどこにするか難しく、専門的な眼で見ていただき非常に分かりやすくまとめていただいて、そのようなものがたくさん教科書を見るときに参考になると感じております。教科書は授業の基本となる大切なものだと思います。たくさん教科書を調査研究していただくのは、大変だと思いますけれども、そのような資料を作っていただければと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>承認</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第1号を承認いたします。</p> <p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和3年5月18日(火)午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>